

会議録(要旨)

会議名	令和7年度第2回武蔵村山市行政改革推進委員会
開催日時	令和7年10月30日(木) 午後2時から午後4時6分まで
開催場所	301会議室
出席者及び欠席者	出席者: 小暮委員(委員長)、山口委員(副委員長)、坂野委員、島委員、田邊委員、伊藤委員、谷治委員 欠席者: デジタル推進課デジタル企画係長 事務局: 企画財政部長、企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任、デジタル推進課長、デジタル推進課デジタル推進係長、デジタル企画係主事
報告事項	1 委員紹介等について 2 令和7年度第1回武蔵村山市行政改革推進委員会の会議結果について
議題	1 武蔵村山市第八次行政改革大綱及び(仮称)武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)の素案について 2 その他
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1: 武蔵村山市第八次行政改革大綱及び(仮称)武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)の素案について、委員から意見をいただいた。 議題2: 特になし。
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	<p>報告事項1 委員紹介等について 会議次第1ページの「委員紹介等」について、先日開催した第1回行政改革推進委員会以降に、公募による市民として選出された杉本委員が都合により委員を解職され、その後任として谷治委員に当委員会委員の御快諾いただいたことを事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p> <p>報告事項2 令和7年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について 令和7年度第1回行政改革推進委員会の会議結果について事務局から報告した。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 特になし。</p> <p style="text-align: center;">- - - - - 素案に関する審議 - - - - -</p> <p>議題1 武蔵村山市第八次行政改革大綱及び(仮称)武蔵村山市DX推進計画(第1.0版)の素案について</p>

- 武蔵村山市第八次行政改革大綱及び（仮称）武蔵村山市DX推進計画（第1.0版）の素案について説明する。

まず、会議次第3ページ「1 第八次行政改革大綱及びDX推進計画の一体的な策定について」である。

令和7年度をもって現行の第七次行政改革大綱の推進期間が満了する。次期計画の策定に当たり、効率的な推進方法等を検討した結果、行政改革とDXの推進目的は共通した要素を有し、密接に関係していることからDXを行政改革大綱の改革の柱の一つとして捉え、その取組を効果的・効率的に推進するとともに、着実な進行管理を行っていくことで、本市の状況の変化に対応した良質な行政サービスを提供できると判断した。よって、次期計画策定時においては、行政改革大綱と同時期に計画期間を満了する「第五次情報化基本計画」とともに一体的に策定していきたいと考え、第八次行政改革大綱及び（仮称）DX推進計画の策定事務を進めている。

続いて、「2 計画の策定の趣旨等について」である。別添の「武蔵村山市第八次行政改革大綱及び（仮称）武蔵村山市DX推進計画（第1.0版）【素案】」（以下「大綱等」という。）に沿って説明する。

この素案は、市長を本部長とする行政改革本部と副市長を本部長とするDX推進本部の下に本大綱等の二つの改革の柱に合わせ設置した市職員から成る「組織力向上部会」と「DX推進部会」の二つの専門部会において具体的な推進項目の検討を進め、その検討結果を行政改革本部長である市長及びDX推進本部長である副市長に報告書として提出し、その後、報告書に掲載された推進項目について、庁内各部課に対して意見を照会し、必要な修正を加え、素案として取りまとめたものである。

表紙の表題について、行政改革大綱は、現行の第七次行政改革大綱の次数を繰り上げ第八次としており、DX推進計画は、第五次情報化基本計画の後身計画であり、国の「自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画（第4.0版）において掲げる重点的に取り組むべき事項に対応し、推進するための計画であることから、第一次DX推進計画ではなく、国の表記に合わせ、第1.0版という表記にしている。

目次について、構成は、第1章「総論」、第2章「改革の推進体系及び推進項目一覧」、第3章「【改革の柱①】組織力の強化」、第4章「【改革の柱②】DXの推進（武蔵村山市DX推進計画）」、「資料編」としている。

続いて、各章について説明する。1ページから4ページまでは「第1章 総論」となり「武蔵村山市第八次行政改革大綱及び（仮称）武蔵村山市DX推進計画の策定に関する基本方針」の内容を整理したものである。審議の都合上「策定の趣旨」、「行政改革・DXの基本理念」、「改革の柱」及び「改革の基本視点」のみ説明する。

1ページ「1 策定の趣旨」について、本市では、平成3年5月に第一次となる行政改革大綱を策定して以来、第七次にわたり行政改革大綱を策定し、各分野において効率的かつ効果的な行財政運営

の推進を図るため、積極的に行政改革を実施してきたところである。また、デジタル化施策については、平成13年に第一次情報化基本計画を策定して以来、第五次にわたり本市のICT化を積極的に進め、業務の効率化及び行政サービスの利便性の向上を図ってきた。本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が90%台で推移するなど、財政の硬直化が顕著となっており、今後予定される多摩都市モノレールの延伸やそれに伴うまちづくりに加え、道路などのインフラ設備の更新、老朽化に伴う公共施設の改修等に係る費用の発生が見込まれていることを踏まえれば、将来の行財政運営は決して楽観できない状況となっている。

また、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来等により働き手の確保が困難となっていることに加え、全国的に地方公務員の離職率の高まりが深刻化し、本市も例外なく新規採用職員確保の難化や病気休職者の増加による人員不足が顕著となっている。

このような中、現行の武藏村山市第七次行政改革大綱及び第五次情報化基本計画は、令和7年度をもって推進期間が満了となることから次期計画の策定に当たり、効率的な推進方法等を検討した結果、行政改革とDXの推進目的は共通した要素を有し、密接に関係していることからDXを行政改革大綱の改革の柱の一つとして捉え、その取組を効果的・効率的に推進するとともに、着実な進行管理を行っていくことで、本市の状況の変化に対応した良質な行政サービスを提供できると判断し、次期計画においては一体的に策定していくこととした。

また、「情報化基本計画」については、従前のデジタル化施策のみでなく、デジタル化に合わせた行政サービスの変革（DX）に関する取組をより充実させるため、次期計画の名称を「（仮称）DX推進計画」に改め、より一層の改革を推進したいと考えている。

以上、社会経済情勢など本市を取り巻く状況の変化や複雑多様化する市民の需要を満たす良質な行政サービスを提供するとともに将来にわたって持続可能な行財政運営を実現し、「人と人との『絆』を大切にした信頼の市政」を着実に推進するため、武藏村山市第八次行政改革大綱及び（仮称）DX推進計画（第1.0版）を策定するものである。

次に2ページ「4 行政改革・DXの基本理念」について、複雑・多様化する市民ニーズや環境変化に対応した良質な行政サービスを提供するとともに安定的な行財政基盤を確立するためには、組織や人材の強化や効率的な行政運営による限られた経営資源を最大限に有効活用できる体制を構築することが必要不可欠であることから、「多様化する市民ニーズや環境変化に対応可能な組織の構築と新たな手法やデジタルの力を活用した業務改革の実現」を基本理念として掲げている。

次に「5 改革の柱」について、基本理念を着実に達成し、具現化するために、二つの柱に基づき改革を推進することを考えている。

一つ目の柱は、「組織力の強化」である。社会経済情勢やライフスタイルの変化に伴い、流動的に環境が変化し、市民ニーズが複雑多様化する中で、的確かつ迅速に対応していくために職員一人一人が柔軟な対応力を身につけ、個の能力を向上させていくこととし、また、それを集結し、組織を活性化させることで組織全体としての組織力を底上げしていく。さらに持続可能な成長を実現する強固な組織基盤を構築し、組織と個人の力を効率的かつ効果的に発揮できる好循環を創出することにより、市民満足度の向上を図るものである。

続いて、二つ目の柱は、「DXの推進」である。この柱は「(仮称)DX推進計画」に当たるものである。更なるデジタル化社会や人口減少等による人材不足に対応するべく、行政サービスのデジタル化及びそれに伴うDXを推進することにより、市民の利便性の向上や業務の効率化を図っていくことを目的としている。また、DX等により生み出された短縮時間を職員にしか対応できないコア業務に割り当てるにより、限られた人材や資源を効率的かつ効果的に活用し、市民のQOL及び行政サービスの質の向上を図るものである。

次に「6 改革の基本視点」について、改革の推進に当たっては、「市民満足度の向上」、「職員満足度の向上」、「職員の意識改革」、「経営資源の有効活用」、「公平なサービス提供」、「業務プロセスの効率化」の六つの基本視点から行財政運営及びDX施策について見直しを行うことを考えている。

5ページから9ページまでを「第2章 改革の推進体系及び推進項目一覧」とし、二つの改革の柱に基づく推進体系を体系図と推進項目を一覧で表したものである。「1 改革の推進体系」について、改革の柱①を「組織基盤の強化」、「財政力の強化」及び「魅力度の向上」の三つの節に、改革の柱②を「市民サービスDXの推進」及び「府内DXの推進」の二つの節に区分し、整理している。

6ページから9ページまでを「2 推進項目の一覧」とし、改革の柱ごとに推進項目を一覧としてまとめたものであるので、後程御参照いただきたい。

10ページに推進項目の見方を掲載しており、上から順に、推進項目名、推進する所管課、取組内容及び取組事項、達成基準、年次計画が表記されている。また、次回の第3回の会議で御審議いただく、「改革の柱②DXの推進」については、市のDX推進計画と位置付けていることから、国の自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画の重点取組事項及び官民データ活用推進基本法に基づく、基本的な方針に掲げる個別施策に対応するカテゴリーを表記している。

なお、中段の凡例に記載のとおり、推進項目の年次計画の取組を「検討」、「実施」、「達成」、「→(やじるし)」及び「報告書提出」の5種類で表記している。

11ページから21ページまでを「第3章 改革の柱①組織力の強化」とし、柱①の推進項目は全37項目としている。

23ページから38ページまでを「第4章 改革の柱②「DXの

推進」及び（仮称）武藏村山市DX推進計画（第1.0版）」としている。

39ページから62ページまでを「資料編」としている。39ページから48ページまでに武藏村山市第八次行政改革大綱及び（仮称）DX推進計画（第1.0版）の策定経過についてのまとめ、49ページから51ページまでに用語集、52ページから62ページまでに本年5月から6月にかけて実施したDX推進に関する市民ニーズアンケート結果を掲載している。

以上が、素案の構成等についての説明である。

続いて、「第3章 改革の柱①組織力の強化」に掲げる推進項目について説明する。

#### - - - - - 推進項目 説明 - - - - -

##### (1) 組織体制の強化

###### ①組織体制・職場環境の整備

###### 項番1「オフィス改革の推進」

取組内容は、業務の効率化及び職員の職務意欲を向上させるため、執務スペースの拡充等に向けたオフィス改革を推進するものであり、また、労働環境の衛生的視点から庁内の整理整頓や執務環境の改善を図ることとしている。

###### 項番2「行政文書のペーパーレス化の推進」

取組内容は、行政のデジタル化に等への対応や庁舎のスリム化に向け、行政文書のペーパーレス化を推進するものである。なお、改革の柱②に掲載されている項番64「ペーパーレス化の推進」との違いとして、本項番は、職員の意識改革等のソフト面の推進、項番64は、ネットワーク環境や端末の整備などのハード面の推進と整理している。

###### 項番3「柔軟な定員管理の推進」

取組内容は、定員適正化計画に基づき、正規職員及び会計年度任用職員の業務内容等を精査した上で、時代に即した市民のニーズや施策の方向性などを反映した柔軟な定員管理を推進するものである。また、行政需要に応じて職員を効率的に配置できるよう適宜組織の見直しを実施することとしている。

###### 項番4「組織横断的な課題解決体制の検討」

取組内容は、市が直面する緊急性の高い課題等に対処するためには固定的な組織構造にとらわれず、必要に応じて部署を横断した機動性及び専門性に特化した意思決定及び実行ができる体制を検討することとしている。

項番 5 「窓口開庁時間及び夜間延長窓口の在り方の検討」  
取組内容は、電子申請の拡充等の普及に伴い、変化する来庁者の動向等を調査研究した上で、職員の事務時間等を考慮した窓口の開庁時間及び夜間延長窓口の在り方について検討することとしている。

項番 6 「危機管理体制の強化（実務的な訓練の実施）」

取組内容は、自然災害の激甚化等に伴い、広範囲にわたる危機管理が求められていることから本市の危機管理体制を整理し、有事の際に正確かつ迅速に対応可能な体制を構築することとしている。

## ②業務の効率化

項番 7 「専決事案・政策決定過程等の見直し」

取組内容は、意思決定の迅速化や責任の明確化を図るため、事務決裁規程に定められた専決事案及び政策決定過程の見直しを実施することとしている。

項番 8 「アナログ規制の見直しの検討」

取組内容は、市の例規等において、人や書面の介在を前提とするアナログ的な手法等を求める古い規制を見直すための方針を検討することとしている。

項番 9 「B P R の推進」

取組内容は、既存業務のプロセス等を可視化することで、非効率的な作業等を抜本的に見直し、業務の最適化・効率化を図ることとしている。

## ③人材育成・働き方改革

項番 10 「職務級の見直し（1級主事の廃止、2級・3級主事の統合）」

取組内容は、職務級を簡素化し、より職務に応じた給与とするため、職務級の見直しを実施することとしている。

項番 11 「職員のエンゲージメント向上施策の検討及び実施」

取組内容は、働きがい及び意欲の向上を図るため、組織の持続的な成長や安定した運営を実現するための対応策を検討する。また、ワークエンゲージメント等を向上させるため、職員の満足度やニーズの可視化を目的としたエンゲージメント調査を毎年度実施することとしている。

項番 12 「人材育成基本方針の改定」

取組内容は、国の人材育成基本方針策定指針の改定を踏まえ、本市の組織力向上及びそれに資する人材の確保・育成を図るため、人事施策の見直しについて検討し、人材育成基本方針を改定すること

としている。

#### 項目 1 3 「職員向け研修の整理及び体系化」

取組内容は、職員の人材育成の効率化を図るため、各課において実施している研修を整理し、職員一人一人が求めるキャリアデザインに応じた選択ができるように体系化することで研修の選択方法を効率化し、職員の研修意欲を向上させることとしている。

#### 項目 1 4 「職員の意欲を向上させる人事評価制度の検討」

取組内容は、評価方法の公平性、透明性を向上させるため、従来の評価方法等の見直しを検討する。また、評価によるインセンティブ等を研究し、職員の意欲向上を図ることとしている。

#### 項目 1 5 「柔軟な働き方の実現に向けた検討」

取組内容は、公務員の働き方改革による柔軟な働き方の導入及び勤務形態の多様化に向け、本市にあった運用方法を検討することとしている。

#### 項目 1 6 「戦略的な採用試験及び採用手法の検討」

取組内容は、本市に限らず、人材の確保が難化する中、本市を選び、勤続したいと思う職員を増加させるため、戦略的な採用試験及び採用手法を検討することとしている。

#### 項目 1 7 「多様な人材の活用策の検討」

取組内容は、市の政策等に総合的又は専門的な知識を有する人材による知見やノウハウを取り入れ、新たな視点を見出し、組織に変革をもたらすきっかけとなるよう多様な人材の活用策を検討することとしている。

#### 項目 1 8 「昇任意欲向上施策の検討」

取組内容は、将来のキャリアプランや目標が見出せず、昇任試験受験者が低減している中、キャリアパスの明確化やロールモデルの活用等の昇任意欲の向上及び受験者増加策を検討することとしている。

なお、項目 1 3 「職員向け研修の整理及び体系化」から項目 1 8 「昇任意欲向上施策の検討」までについては、項目 1 2 「人材育成基本方針の改定」の内容に基づいて、各項目において具体的な対応策を検討する内容となっている。推進スケジュールとしては、項目 1 1において、令和 8 年度に実施する職員のエンゲージメント調査で把握した職員の満足度等を基に、令和 9 年度に、項目 1 2 の人材育成基本方針の改定を行い、令和 10 年度に項目 1 3 から項目 1 8 までの検討結果報告書を提出することを予定している。

(2) 財政力の強化

①財政基盤の強化

項番 19 「新たな財源確保・活用策の検討」

取組内容は、更なる財政需要が求められるため、新たな財源活用策を検討する。また、既存の活用策の拡充を推進することとしている。

項番 20 「「公の施設使用料見直し基本方針」の見直し」

取組内容は、物価等の高騰に伴い、公の施設の維持管理経費等が増大しているため、適切な利用者負担を徴収できるよう現行の「公の施設使用料見直し基本方針」の見直しを実施することとしている。

項番 21 「ふるさと納税の新たな活用策の検討及び実施」

取組内容は、現行のふるさと納税や企業版ふるさと納税の新たな活用策を検討し、寄附額の増加を図ることとしている。

項番 22 「地方公会計の新たな活用策の検討」

取組内容は、地方公会計制度による財務書類を分析し、財政状況の透明性向上及び持続可能な財政運営を実現するため、新たな活用策を検討することとしている。

項番 23 「学童クラブ育成料見直しの検討」

取組内容は、各学童クラブ運営経費が増大する中、現状以上の特定財源が見込めず一般財源の負担がひっ迫していることに加え、学童クラブ育成料は10年以上改定されていないため、見直しを検討することとしている。

②効率的かつ効果的な行政運営

項番 24 「「PPP／PFI手法導入優先的検討規程」の策定」

取組内容は、公共施設等の整備等に民間の資金、技術等を活用するため、多様なPPP／PFI手法を検討できるよう市の実情を踏まえた「PPP／PFI手法導入優先的検討規程」を策定することとしている。

項番 25 「「指定管理者制度導入及び運用に関する指針」及び「モニタリング指針」の見直し」

取組内容は、指定管理者制度の導入以降、物価等の高騰や公共施設等を取り巻く環境は大きく変化しているため、「指定管理者制度導入及び運用に関する指針」及び「モニタリング指針」の見直しを実施することとしている。

項番 26 「公共施設における指定管理者制度等の導入の検討」

取組内容は、民間活力による公共施設サービスの向上及び人材不足の解消を図るため公共施設への指定管理者制度等の導入を検討す

ることとしている。

項番 27 「成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入の検討」  
取組内容は、最小コストで課題解決を達成するため、成果指標値の改善状況に連動し、委託料を支出する成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入について検討することとしている。

項番 28 「窓口業務における委託化の検討」  
取組内容は、窓口サービスの向上、人員不足の解消を図るために窓口業務の民間委託化を検討することとしている。

項番 29 「J-クレジット導入の検討」  
取組内容は、ゼロカーボン施策等の推進に伴い創出された環境価値を有効活用するため、J-クレジットの導入を検討することとしている。

項番 30 「公共施設等の管理における包括的民間委託等の検討」  
取組内容は、公共施設等の維持管理に係るコストが増大しているため、効率的かつ効果的な管理方法を検討することとしている。

### ③ 魅力度の向上

#### ① 魅力的な行政運営

項番 31 「（仮称）シティプロモーション方針」の策定  
取組内容は、市の包括的なイメージアップ及び営業的側面（資源（人・モノ・金）を生み出す）を強化するため、戦略的な「（仮称）シティプロモーション方針」を策定することとしている。

項番 32 「子ども・若者の居場所づくりの検討」  
取組内容は、子ども・若者の孤立化防止や多様な活動機会を創出するため、子ども・若者の視点に立った安心して過ごすことができる居場所づくりを検討することとしている。

#### ② 多様な主体とのまちづくり

項番 33 「公共施設のにぎわい醸成施策の検討」  
取組内容は、公共施設等を地域における多世代間交流の拠点として活性化させるため、にぎわいを醸成する施策を検討することとしている。

項番 34 「市民参加（市民ワークショップ等）の体系づくり」  
取組内容は、政策の検討や計画等の策定において、多様な主体からの意見を反映させるため、市民ワークショップや市の公式SNS等を利用したアンケート等の市民の意見を聴取する体系を構築することとしている。

項番 3 5 「民間提案制度の検討及び「サウンディング型市場調査指針」の策定」

取組内容は、民間企業のノウハウ等を活用するため、民間提案制度の導入を検討する。また、市の施策においてより効率・効果的な手法を立案するため、民間企業等から広く意見を取り入れることを目的に実施するサウンディング型市場調査について、市における実績を踏まえた「サウンディング型市場調査指針」を策定することとしている。

項番 3 6 「企業等との包括連携の推進」

取組内容は、市と企業等が相互の資源等を活用し、市民サービスを効率的に提供するため、新たな連携先も模索しつつ、地域課題等の解決を図ることとしている。

項番 3 7 「子ども・若者の意見聴取機会の検討」

取組内容は、子どもや若者の意見等を政策等に反映させるため、対話する機会等の構築を検討することとしている。

（「第1章 総論」から「第2章 改革の推進体系及び推進項目一覧」までに対する質疑・意見等）

【質疑・意見等】

- 今回は行政改革とDXを二つ兼ねて、一体的に策定して取り組んでいくという視点や内容はよい。
- 推進項目をみると、手段が羅列される印象を受けるが、その推進項目がなぜ必要なのかが非常に分かりづらい。職員が手段の制度化だけを目指すと、手段が目的化してしまう状況に陥りやすいと思う。目的等を中項目、小項目に分け、なぜ必要なのかを丁寧に説明することで、職員が能動的に動ける環境を作れるのではないか。
- 御指摘のとおり、行政では手段が目的化しやすい傾向がある。大綱 자체に入れ込むことは難しいが、実施する段階で各項目の趣旨や目的が所管課に伝わるよう丁寧に対応していきたい。
- 改革の柱は、かなり網羅的に記してあるのでよいという印象である。ただ、六つの基本視点と各項目との結び付けが見えにくく感じる。こういう意識は全庁的に示していくほうがよいと思うが、基本視点を提示したり、マインドセットしていく予定はあるか。
- 事務局案の作成に当たり、基本視点を踏まえて所管課に対し、登載すべき項目を調査している。所管課からの提案項目は少ないものの、組織として基本視点は共有されていると認識している。
- 基本視点を踏まえ項目が洗い出されているなら、一定の効果が期待できるだろう。
- 1ページの「1 策定の趣旨」の最後に「社会経済情勢など本市を取り巻く状況の変化や複雑多様化する市民の需要を満たす良質な行政サービスを提供するとともに将来にわたって持続可能な行財政運営を実現する」とあり、その考えは最もだと思う。今後、各項目の評

	<p>価につなげる際には、例えばKPIのような、実際に良質な行政サービスとなっているかや、持続可能であるかを判断する評価基準を作り対応すべきと考えるが、取り組む予定はあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実態として、良質な行政サービスや持続可能な行政運営の実現という視点でのKPIや、基準を設けた評価をしていない。現行の第七次行政改革大綱にも基本視点を掲げているが、その視点での評価はしていない状況である。</li> </ul> <p>本素案にも、各項目に達成基準を設け、年次計画で達成年度を示しているが、現状では毎年度、行政改革大綱推進計画を策定し、半期ごとに各項目の進捗管理をしている。大綱の基本視点に基づいた評価はしておらず、本素案でもそこまで考えられていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現時点では難しいと思うが、本大綱は5か年にわたる計画となるので、市民サービスの向上や職場環境の改善をしていくのであれば、良質な行政サービスであるかや、持続可能な行政運営の実現に結び付く効果が得られたかも評価することが望ましい。その点は全体的に整理した方がよいだろう。</li> <li>○ 2ページの「5 改革の柱」(2)改革の柱②「DXの推進」に「DX等により生み出された短縮時間を職員にしか対応できないコア業務に割り当てるにより、限られた人材や資源を効果的かつ効率的に活用する」とあり、とても重要だと思う。どういったものがコア業務であるかを、全職員が理解して行えば計画どおり進行すると思うが、コア業務の定義が曖昧だと手段が目的に寄っていくことが懸念される。現状はいかがか。</li> <li>● 明確な形でのコア業務の定義は職員に浸透していないと思う。現状は対面で市民サービスを行う部署が、内部業務に捉われてしまい、その部分がおろそかになっている。そのため、より綿密な質の高い市民サービスを提供できることが望ましいことから、より丁寧な相談業務などに時間を割けるよう、既存の業務を効率化し、そこから生み出された時間を当てていく考えを持っている。</li> <li>● 全国的にも同じ流れかと思うが、過去には職員数を減らしていた経過があり、本市においても、近年は職員数を増やす傾向にある。業務を進める中でかなりのマンパワーが必要となり、それに労力が注がれてしまう現状がある。課題を捉えたり、コア業務とは何かなど、考えることに力を割く部分も少なくなっている。効率化がされたら、課題を踏まえ分析することにも力を注ぐことができ、継続するにしても状況に合わせて変化させ、更に発展させることも可能になってくる。コア業務も組織として共通認識を深めていきたいと考えている。</li> <li>○ コア業務の共通認識は大切なので、取り組んでいただきたい。</li> </ul> <p>本大綱は、結構なボリューム感のある計画なので、これを5年間で実施するとなれば、その分析やデータの取りまとめも、かなりの時間がかかる見通しになるだろう。DXを活用して、データを取りためて数値を追う工夫をして改善につなげるなど、ある程度は定義付けして、極力振り返る時間を短縮できることが望ましい。どうしても振り返りは必要なので、時間をかけることも重要だが、情報収</p>
--	--

集に時間をかけるのはもったいない。日常の業務の中で情報収集ができる、それを分析していく状況を作っていただきたい。

- 前回の会議で、第七次行政改革大綱の推進状況の報告があり、その中で成果が出ているもの、課題が残るものがあった。今後、現行の計画の成果や、特に積み残された課題をどのように対処するかを踏まえ、第八次行政改革大綱を策定されるべきと捉えている。

その中で、第七次と第八次の行政改革大綱では体系も異なり、その中に位置付ける施策も共通のものや、新しいものもある。本素案に、課題がどのように取り組まれているか、継続しているか、あるいは粒度が大きくなり吸収されたか、どのように定義し整理したかを伺いたい。

- 御指摘のとおり、今回は前計画と異なり、組織力の強化及びDX推進の視点から範囲を狭めた計画としている。第七次の大綱を御覧いただくと、今回示した素案と比較して様々な分野を網羅した形で項目を設定していると分かる。しかし、第八次は組織の現状を見た上で、組織の基礎的な部分と、環境の変化を踏まえたDXを重点に、かなり特化した形で改革の柱を据えて素案を作成している。

行政改革大綱の中で位置付けし、組織として進捗管理していくべきと判断されたものは、項目として取り上げている。例として、項番1「オフィス改革の推進」や項番2「行政文書のペーパーレス化の推進」であるが、第七次の大綱では項番66「オフィス改革の検討」として検討結果報告書の提出で終了しており、本報告書では、庁内の整理整頓から開始し、ハード面の整備を進め、最終的にはフリーアドレス化までを見据えながら段階的に実施していくとしていた。本素案にも引き続き項目として登載し、執務環境の整備をソフト面とハード面の両方から進めることとしている。

一定の明確な基準に基づいての整理はしていないが、今回の素案の改革の柱に合致するもので、第七次の大綱の中に登載された項目で、本素案に類似の項目を取り上げたものは複数ある。

- 本大綱の項目として登載されていないものでも、取組を終了するわけではなく、個別計画や業務の中で継続していくという理解でよいか。

- そのとおりである。

- 行政は民間よりも取り組む分野が圧倒的に広い。それを横断的に見て実行していくのが企画財政部だと思う。取組を横断的に実施するとして、例えば、DXはデジタル推進課のみで動くのではなく、各課から職員を集めてプロジェクトチームを立ち上げて庁内全体で動くなど、考えはあるのか。

- 項目によると考えている。所管課として、1課しか記載がない項目は当該課が主体である。複数の課の記載がある項目でも、各課で検討すれば足りるもの、連携して検討すべきで関係課の職員で組織する検討委員会を設置して検討していくこともある。委員会の設置による検討などは、本大綱の項目にかかわらず、従前から市で一般的に行われている。

- 限られた人員を踏まえ、横断的な仕事をどれだけお互いに実施できるかが重要になり、それにより人員を減らしていくと思う。職員は定期的な異動もあり、業務に精通する職員の把握や、そういう属人的な能力をどの程度まで広げられるかが大事で、民間でも取り組んでいる。職員のプロフィールや得手不得手などを把握しておくと、組織も強くなると思う。
- 基本方針は重要であるので、より明確に分かり伝わるほうがよい。DXについて、業務の効率化を進めて、新たな価値を生み出していく段階がある中で、効率化だけと思てしまい、後者について網羅されているかが気になり、DXにより新たな行政サービスを生み出すことを考えていただきたい。それが含まれるなら、一つ目に業務の効率化と、二つ目に新たな価値を見い出す点を分けて記載すると分かりやすい。委員からの話にあったDXで本来やりたかったこと、デジタルを活かして行っていくことにもつながるだろう。
- 本大綱等では、庁内向けのDXと、市民向けのDXを掲げて項目出しをしているが、現状は、まだ最終目標に向けた前段階の項目が中心となっており、デジタル化や通常業務の改善という視点での項目が多い。
- デジタル業界で見ると、5年という計画期間は長期の部類に入る。民間と比較すると長く、市民の期待より進捗が遅いように感じる。民間では計画期間の途中で計画が改定されるので、そういう視点で取組が追加されるとよい。計画期間の1年目から3年目は同様の感覚でもよいと思うが、4、5年目も同様の感覚でいるともったいないと思ってしまう。
- 各項目の所管課による検討の中で、一步踏み込んだ取組も可能だと思う。例えば、項番55「新たなノーコード、ローコードツール導入の検討」など、導入の仕方によって加速的に進めていくことも可能だと思われるので、年度ごとの進捗管理をしていく中で取り組んでいきたい。
- 項番63「EBPMの推進体制の構築」で必要なデータの効率的な収集・蓄積など、そういう多角的な分析を通じて政策に反映させる仕組みを構築していくことも考えている。例えば、行政手続のオンライン化でも見られるが、365日24時間アクセスでき、サービス提供が可能な仕組みなど、業務の効率化という視点も重要であるが、社会情勢の変化や、市民の意向等を的確に把握し、新たに市民満足度を上げるためのサービスをどう提供していくかを、本素案の項目をベースにして考えていかなければならぬので、取り組んでいきたい。
- 期待しているので注力していただきたい。

（「第3章 改革の柱①組織力の強化」の項番1から項番18までに対する質疑・意見等）

【質疑・意見等】

- 項番17「多様な人材の活用策の検討」について、具体的なイメージを伺いたい。また、市民の中には、民間企業において培った経験や

	<p>知見を有する方がいるので、本項目にある「多様な人材」の中にそういう方を含めていくチャンスがあれば、その点も考えていただきたいと願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本項目のイメージとしては、現在でも民間企業と包括協定を締結しているが、そのつながりで人事交流など市と相互に協力していく形を想定していた。本市の規模では、危機管理やデジタルという専門性の高い分野に関しては、専門性を有する人材はおらず、その分野専用で人材の採用は難しいため、任期付きで外部に依頼し派遣してもらう考えだった。</li> <li>○ 企業経由で依頼するということだが、その場合はどちらかと言えば業務の一環であるという思考に陥りやすい。一個人に依頼する方が、携わる側としては気分がよいと思う。</li> <li>○ 同様の意見である。多様な人材の活用については、企業対自治体では充て職という体制になってしまう。</li> <li>○ 項番3「柔軟な定員管理の推進」について、計画に基づき年度ごとに定数を見直すという考えなのか。</li> <li>● 定員は、どの自治体でも条例で制定し、規定された定員の範囲内で職員の定数を定めるというルールになっている。 定数については、職員の定員の増を希望する場合には各課より人員要求をしてもらうことになる。また、各課に翌年度の業務内容の状況をヒアリングし、業務の増減を踏まえ、当課行政管理係で翌年度の各課の定数を定め、決定している。</li> <li>○ 人員の増減をするにも部署によって繁忙期がある。例えば、転入・転出関係や学校関係は春先、お祭り関係は夏や秋など季節ごとに異なるが、人員配置を調整して臨機応変に対応できないのか。</li> <li>● 御指摘のとおり、時期により繁忙期は様々である。組織横断的なものは別だが、各課の複数ある係の人員配置は融通が利く状況にあり、課長の裁量で決定できる。 しかし、現実的な問題では、必要最低限の配置という視点で人員削減を進めてきた経過もあり、部署により融通をしたくてもなかなかできない状況の部署もある。本市の主要なイベントを担う部署などは、課内で協力し合う体制もあるが、少ない人員で主要業務に携わっているので、完全に専従で同課の係内で職員の配置換えで運用することは実際には難しい。</li> <li>○ 部署の課だけでなく、係ごとでも結構処遇が分かれている印象がある。項番4「組織横断的な課題解決体制の検討」にも関係するが、同じ課内であれば、せめて繁忙期は協力することができるとよいと思う。</li> <li>● 業務の内容によるが、他自治体では、課税課の業務での配置換えの運用事例を知っているものの、組織体制や実情に応じてではあるが、珍しい事例である。理想としては、職員に余剰があり、課内で忙しい時期に配置換えして運用できるとよい。</li> <li>○ 業務とのバランスが取れるかが問題であり、それによって職員のエンゲージメントとも関わるので、業務のバランスがとれるならエンゲ</li> </ul>
--	---

	<p>ージメントの向上にもつながるだろう。各部の時間外勤務をならして、四半期ごとに人の配置を変えることなどが出来ればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 項番5「窓口開庁時間及び夜間延長窓口の在り方の検討」について、市役所は窓口業務が中心で、市民サービスに直結するので、調査研究が非常に重要なポイントになる。広く調査するのか、ポイントを絞って調査するのか、現時点で考えている調査の仕方を伺いたい。</li> <li>● 主に本庁舎1階の部署を対象に、課ごとで時間帯による来庁者数の増減などを調査し、来庁者の動向を調査して把握したいと考えている。可能であればどのような用事で来庁したかまで聴取していきたい。夕方は来庁者も少ない傾向だという感覚はあるが、きちんと数値に基づき分析していきたい。</li> <li>○ 窓口への来庁者数を分析するなら、何らかの通知を発出した、もしくは天気といった気候など、その他のいろいろな要素が関係する。その点を踏まえ簡単にデータが取れるとよいが、少し時間が経過してしまうとデータが取りづらく分析も困難になる。組合せを意識して分析するとよいと思う。</li> <li>○ 項番8「アナログ規制の見直しの検討」について、デジタル庁で推進する方針を踏まえつつ、数値目標は設けずに各課で取り組むという考えなのか。</li> <li>● 国で推進すべきとしており、取組を推進するため本大綱等に登載している。あくまで個別の検討は各課で行うこととなるが、所管課での検討等は文書法制課で指揮を執り、その結果を取りまとめて整理することとしたいと考えている。</li> <li>○ かなり大変な作業になると思うので、各課での進捗を管理しつつ今後も注力していただきたい。</li> <li>○ 項番9「BPRの推進」について、おそらく既存の業務を抱えながら本項目を推進するのは難しいと思われるが、本項目は数値目標を設定して達成を目指すほうがよい。</li> <li>● 頂いた意見を踏まえて、目標を考えていくようとする。</li> <li>○ BPRのやり方も一度に完璧なものを目指そうとすると難しい。振り返る時間を設けて、現状の業務分析、課題の抽出、改善策など、ドキュメントとして残す内容を定めて、まず取り組むという姿勢でいくとスムーズに進むと思われる。</li> <li>○ 計画に用いる文言の捉え方を確認したい。項番6「危機管理体制の強化（実務的な訓練の実施）」は達成基準を「実施」に、項番4「組織横断的な課題解決体制の検討」は達成基準を「検討結果報告書提出」としている。いずれも進めたほうがよい項目であるが、達成基準が「報告書提出」では取組や検討が止まってしまうのではないかという印象を受け取る懸念がある。全体として整合性を図ったほうがよいのではないか。</li> <li>● 達成基準では「実施」がマストであり、組織としてやっていくと決めたものである。「検討結果報告書提出」の項目は、所管課で検討し、一定の結論を出した上で報告書をまとめ、市長を本部長とする行政改革本部に提出することとしている。行政改革本部は市長のほか、副市</li> </ul>
--	--

長、教育長及び部長職で構成されるが、所管課において一定の方向性を一旦考えた上で、行政改革本部に諮り、市としての今後の方針を判断すべきと思われる項目は、達成基準を「検討結果報告書提出」とする整理をしている。

なお、所管課による検討結果の内容を行政改革本部に諮り、一定の理解が示され内容が承認された場合は、市としてその方向での検討は終了した形で取り扱う。また、一定の理由で今後の取組や推進が難しいとの結論に至る項目もあるが、行政改革本部から再度別の視点で検討し直すよう指示があれば、所管課に差し戻し、その視点で再度検討を重ねることになる。

(「第3章 改革の柱①組織力の強化」の項目番号19から項目番号30までに対する質疑・意見等)

#### 【質疑・意見等】

- 5年という計画期間で考えると、近隣市町村と人員や施設等をシェアしていく取組が起こり得ると思う。例えば、給食センターは各市町村で運営するが、少子化が進み子どもが少なくなる状況では各市町村で持つ必要はなく、協力してもよいのではないか。例えば、新設した本市の防災食育センターを東大和市や瑞穂町と共同で経営し、その代わり維持費用を3自治体で折半する、類似する業務を行う人材を融通し合うなど、近々ではないが将来的にそういう取組を描いていく必要があると思う。
- 広域連携としては、ごみの焼却施設や斎場など、法律に基づき関係市で一部事務組合を組織して連携しているものがある。しかし、それ以外では広域連携の取組はあまり進んでいない状況である。
- 他市でもそうなのか。
- 財政状況の兼ね合いも関係するが、東京都よりも地方では広域連携の取組が進んでいる。例えば、収納業務を広域で活動をしたり、自治体をまたがり同じシステムを共同調達する取組があり、スケールメリットを出しながら、効率化を進めていく事例があるのは承知している。
- 東京都は広域連携の取組が進んでいないのか。
- 都内の自治体ではあまり進んでいない。取組の例を挙げると、図書館の相互利用がある。近隣市では立川市が最も規模が大きいが、立川市の図書館を近隣市の市民で相互利用が可能である。本市は、立川市、昭島市、東大和市及び瑞穂町と相互利用協定を結んでいるため、市民は、関係市の図書館も利用できるので、そういう取組が広がっていくと広域連携も可能だと思う。
- どうすれば取組は広がっていくのか。
- 立川市を中心に隣接する8市を含めた合計9市で協議会を組織している。組織した協議会では2年に一度、各市の市長が集まり広域連携サミットを開催し、共同声明を発表する。
- 2年に一度しか集まらないのは、あまりにも回数が少ない。もう少し密に交流できたらよい。

- 実務担当者の会議は小まめに開催され、定期的に集まり広域サミットの枠組みの中で9市で行える取組を話し合っている。取組も大規模に行うものではなく、費用もかからない。
 

それが発展してスケールが大きい取組になればよいと考えているものの、現状は話ができない。例えば、公共施設の多目的ホールが各市に一箇所以上あり、その必要性など、様々な議論はあるが、維持するにも各市で費用負担がかなりあるので、各市でどの程度の稼働率かや、2市で一箇所と定めて今の稼働状況を賄えるかなどの話はしていない状況である。財源も含めて考えると、今のものを永久に維持していくことは不可能である状況は、各市で課題と認識している。市によっては学校施設の統廃合を進め、学校施設の空きスペースを活用して一部の行政機能を移すなど、機能を集約する取組を行っている状況もある。
- 本素案に設定できるのか。
- 委員会の提言として、項目に「広域連携の検討」を含めた方がよいという結論に至れば、案に含めさせていただく。その案を基に、再度、行政改革本部に諮り、当委員会の意見を伝えて本部で審議することとなる。
- 広域連携の取組を広げる取っかかりになると思う。これからDXで新しいツールを導入する際も、公共施設と同等のランニングコストがかかる。保守やメンテナンスは業者へ依頼するのであるから、今後に導入するシステム等において近隣8市と共有していくことは、今後のコストを下げるにもかかわってくる。過去から実施しているものを他市と合わせていくのは難しいが、新たに導入するものならそれほど難しくないので、広域連携を視野に入れ、デジタル分野で実施していくのはよいと思う。
- 特にこれから始められるのであれば検討はマストだろう。同じことを実施するなら協力し合う流れは自然で、金融機関の業界でも共同システムは流行してきた。個々にコストをかける必要はなく、本素案の項目で設定して手を組めるよう検討しておいたほうがよい。
- 立川市、三鷹市及び日野市の3市で基幹系システムを共同調達して運用している事例がある。現在は一般財団法人G o v T e c h 東京と協力してシステムの共同調達の試みもあるので、今後も取組は加速していくと思う。
- 地方での取組事例では、地方の金融機関が音頭を取り、支払い後の通知文を統一化しているとの情報もある。
- 広域連携のメリットは大きい。現在、一般財団法人G o v T e c h 東京と東京都のデジタルサービス局が共同で取り組み、都内62の区市町村が同じツールやシステムなどを導入し、コストを下げていこうという取組が始まっている。基幹的なものはスケールメリットを活かし全体的にコストダウンしていき、個々の市町村では同システムを活かしながら市独自の部分を取り入れてカスタマイズしていく流れになっている。また、最近のトレンドで地方ではランニングコストがかかるため、公共施設の建物を共同で運用して活用していくという流れ

ができている。本素案にはそういう近隣市との連携は記載されてないが、その点を含めて検討してもよいと思う。多摩26市の職員間では、隣の市の状況や実態を職員同士が分からぬという状況もあり、広域連携をしようにも取っ掛かりがなく人材交流を進められないということも聞いている。東京都都市長会では、多摩26市間での職員交流事業を始めているので、そういう取組なども活用し、本市を含めた北多摩北部の地域でも近隣市でいろいろな施設の共有を図っていくことの検討を当委員会の議論の成果として入れ込んではどうか。

- 同じ業務を行っている部分は連携して取り組むことでコストが下がるので、持続可能な行財政運営をするためには重要な視点だと考える。
- これまでの話から、当委員会の提言として本素案に項目として広域連携の検討を加えるように決定してよいか。
- 異議なし。
- 項番30「公共施設等の管理における包括的民間委託等の検討」の環境課の業務に関して伺いたい。樹木が繁茂した場合の剪定や伐採、落ち葉の除去などは市で管理する部分もあれば個人で管理する部分もあると思う。以前は気になる箇所を市に連絡するとすぐに対処してくれたように思うが、現状は人員が足りず、市内のパトロール等はしていないのか。落ち葉は腐ると転倒してしまう危険性もあるので心配である。
- 公園や道路等の管理に関して、公園の維持管理は環境課、道路の維持管理は道路下水道課が所管しており、定期的に市内を巡回し確認するほか市民の問合せにも対処している。
- 樹木が繁茂していると街路灯に覆いかぶさり道も暗くなり不便だが、所有者が民間の場合はそれを指摘しにくい。
- 市でも状況を確認するが目が届かない箇所もあると思われる。市民からそういう問合せあれば状況を確認し、市の管理の範囲外であっても所有者や管理者に対して調整するなど個々に対処させていただく。

(「第3章 改革の柱①組織力の強化」の項番31から項番37までに対する質疑・意見等)

#### 【質疑・意見等】

- 「(3)魅力度の向上」の「①魅力的な行政運営」の施策で掲げる取組の項目数が少なく、これをもって魅力的な行政運営に持っていくかどうかが気になる。また、今回の素案は行政改革大綱ということでネーミングは難しいと思うが、項目に掲げた2項目の内容は行政運営より範囲が広く、地域運営という印象を受けた。
- 施策の項目数が少ないとというのは御意見のとおりと認識している。事務局で素案を作成した際には項目数は三つであったが、内部で検討を重ねた際に内容が行政改革とはそぐわず、直接的につながっていないのではないかと疑義が生じたことで、一項目削除している。事務局としては、そういう視点から取組を進めることで組織力を強化していきたいという考えである。

- 「②多様な主体とのまちづくり」の項番33「公共施設のにぎわい醸成施策の検討」は、「①魅力的な行政運営」に移してもよいと思われる。
- 御指摘の意見を踏まえて検討させていただく。
- 組織体制の中で、シティプロモーションを担当する部署を創設する自治体が多くなってきたが、現在、本市にシティプロモーションを担当する部署はあるのか。
- 現在、該当する課はないが、組織体制で考えていく。
- その削除された項目は、観光に関連するものなのかな。
- 観光の視点で項目を一つ入れていたが、行政改革本部に素案を諮り、議論した中で外した経過がある。にぎわいの創出に向けた取組については、市として当然やっていくが、行政改革大綱の中で進行管理して進めていくものではないという理論で外したものであり、市として取り組まないという結論で登載しないわけではない。
- 観光に関しては、シティプロモーションの中に含めて進めていくのか。
- 組織体制は未確定であるが、組織として今の考えでは観光と一緒にすると、観光に特化したシティプロモーションになってしまふので、包括的なイメージアップとして観光とは切り分けて進めていきたいと考えている。
- 逆に観光と切り離してしまうとなると、何を発信することでシティプロモーションになるのかが疑問である。観光という定義の中で、武蔵村山観光まちづくり協会では、工場の見学などを含めて幅広い観光PRの取組をしている。本市は、そもそも観光資産が限られているので、様々なものを積極的にアピールしながら、観光につなげるよう注力する状況を踏まえると、観光と被らないものがないと思えてしまうが、いかがか。
- 市の組織体制となるが、産業観光課にシティプロモーションの事務を担当させると観光がメインとなる。現在は、あまり取組が進んでいないが、移住定住やふるさと納税制度の取組を含めた営業的側面や市の包括的なイメージアップを考えていたため、観光とは切り離して考えていた。
- 移住定住は、東京都では補助を手厚くして取り組んでいる。近隣県から移住者、定住者を呼び込めばよいかもしれない。
- 現状、本市では移住定住の取組は全く進んでいない。
- その点が重要であると思うが、この魅力度を向上させることで何を成し遂げたいかが明確でないと、果たしてこの施策が合っているかが曖昧になってしまふ。項目に含めるかどうかは、組織論ではなく、成し遂げたい目的を明確にするという視点が重要だと思う。
- 行政改革の観点から、なぜ魅力度の向上をしないといけないか、どう立て付けられているかが、分かりにくくいように思う。イメージとしては、内に向けてのものか、外に向けてのものなのかな。
- 両方である。
- 定住させたい、本市に人を呼び込みたいという観点なら、その点を

- 明記しておくとよい。そうすれば、人が市外から来るためのシティプロモーションだと分かるが、それがないと、何のためのシティプロモーションかを職員が忘れてしまうかもしれない。
- 観光と分けてシティプロモーションを行うとのことだが、先程の広域連携と同様、効率化を考えると発信する際にシティプロモーションへそれほど費用をかけられるものではないと思う。
- また、社会に情報が溢れている中、ほんの僅かな情報を発信したところで、果たして効果が期待できるのかが疑問であり、そう簡単に効果が出ないと思う。それを分散させてしまうのはもったいなく、費用対効果が悪い。本市の財政状況を鑑みると、まとめて発信しないと情報を届かせるところにほぼ届かない状況に陥ることになりかねない。企業でも商品を認知させるのにブランドごとに別々に実施せずに、まとめて実施している。効率化の観点からは武蔵村山観光まちづくり協会と連携したほうがよいだろう。
- 何が魅力になるかが分からないので、あえて切り分けて考えていくことに注力しなくてよいと思う。
  - 現在、広報部門として秘書広報課と、観光部門として産業観光課があり、シティプロモーションの事務を秘書広報課に担当させたいと考えている。
- また、行政改革そのものの目的かは議論が分かれると思うが、自治体が魅力度の向上に取り組むことにより、交流人口を増加させ、更に定住人口の増加につなげて、持続可能な行政運営を継続させたいという考えが根底にある。
- 武蔵村山観光まちづくり協会の設立の趣旨が、交流人口を増加させ、定住人口を生み出すという目的なので完全に被ってしまっている。組織論ではなく目的論の視点で記していくほうがよい。
  - これまでの話をまとめると、項番31「(仮称)シティプロモーション方針」の策定は、交流人口を増やし、定住人口を増やしていくということが分かる表現を盛り込んでいただくとよい。
  - 頂いた意見を踏まえて検討させていただく。
  - 項番33「公共施設のにぎわい醸成施策の検討」について、本市には、野山北公園という自然豊かな公園があるので、もっと広くPRすることで、市内だけでなく市外からも人を呼び込んで、交流が生まれるように思う。観光大使にも協力いただきなど検討いただきたい。
  - 産業観光課において、観光大使に協力していただき取組を検討しているため、頂いた意見を共有させていただく。
  - 別の観点だが、今後どう整理するかを考えると、行政経営や行政運営は行政内部の話になるが、一つは、その行政に対し、いかに市民や民間企業の主体の考え方を取り入れるかという点までを含めた行政運営だと捉えられると思う。また、もう一つは、民間を育てる考え方もあるだろう。何でも全てを行政に委ねるのではなく、地域のNPO法人や企業が育っていると、とても強い地域になり、それらと行政が連携することで、市全体として発展することにつながる。その立て付けとして「②多様な主体とのまちづくり」を行政運営の一つと捉え、

	<p>もう一つの柱として「多様な主体を育てる」という項目があつてもよいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 項番24「PPP／PFI手法導入優先的検討規程」の策定」では今後、規程を策定するとあるが、官民連携して行う動きがあるので、積極的に行っていただきたい。</li> <li>○ 人材確保とプロモーションにも関係するが、工夫を講じたほうがよい。大学生に聞くと、東京都の取組などをホームページで見て知るという機会がなく、あまり行政の取組に関しての興味関心がないというのが実態である。</li> </ul> <p>それには、本市を知つてもらい来てもらう、更に行政運営を知つてもらうプロモーションが重要である。そのためには活躍する職員を取り上げ、実際にこういう取組をやり、実現できたとPRに取り組めば魅力度の向上にもつながるだろう。やはり基本となるのは人で、最も重要だと思うので、有効なプロモーションになるよう期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融機関では、人材を流出させないよう取り組むことに注力しており、地域に密着した営業店の取組を取り上げて記事にし、ほぼ毎日インターネット上に配信するようにしている。宣伝すると、学生のほか、職員の親族が見るケースもあり、活躍を認めてあげることが重要だと感じる。</li> <li>○ 企業でもブログ上でエンジニアの製品を公開して、技術者の手腕を紹介する取組をしている。シティプロモーションは、まちづくりに一生懸命に取り組む人が常に発信できるようにしたほうがよい。コンサルに依頼して大きなPRビデオを作るより、サステナブルな発信の仕組みを作るほうがよい。また、行政では、予算を計上する際に、コンテンツの作成に費用をかけて、配信に費用をかけないケースが多い。せっかく制作したのに誰も見ないという結果になると残念なので、SNS等を活用して、広告費を付けて配信するなどの手法を考え予算編成をしていただきたい。</li> <li>○ これまでの話について、委員から様々な意見があり、項番31「(仮称)シティプロモーション方針」の策定」の戦略的なシティプロモーション方針に反映していただきたい。</li> <li>● 頂いた意見を踏まえて検討させていただく。</li> </ul> <p>議題2 その他 会議録の取扱い、次回の会議日程等について周知した。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特になし。</li> </ul>
--	--

会議の 公開・ 非公開の別	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="flex: 1;"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開  <input type="checkbox"/> 一部公開  <input type="checkbox"/> 非公開            ※一部公開又は非公開とした理由  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 40px; margin-top: 5px;"></div> </div><div style="flex: 1;">           傍聴者: <u>0</u>人         </div></div>
---------------------	--

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示
	<input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等 : ) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等 : )

庶務担当課	企画財政部 企画政策課 (内線 : 374)
-------	------------------------

(日本産業規格 A列4番)